報告第 １４ 号

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により市議会に報告する。

令和８年１１月５日　提出

周南市長　　藤　　井　　律　　子

記

１　専決処分の内容

⑴　損害賠償の発生の原因となる事実

令和８年９月１７日（木）午後２時３０分頃、周南市大字湯野の相手方敷地内において、環境生活部リサイクル推進課職員が運転する公用車が敷地外に出る際、埋設されている排水ますの上を通過し、当該排水ますの蓋を破損した物損事故

⑵　損害賠償の相手方

住所 [redacted]

氏名 [redacted]

⑶　損害賠償の額

￥６，５３４－

２　専決処分の年月日

令和８年１０月１５日